

第5期岐阜県障害福祉計画について (岐阜県障がい者総合支援プラン)

1 計画の概要

(1) 計画の性格及び位置付け

障害福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、国の「基本指針」(※)に即し、市町村障害福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の第5期障害福祉計画は、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の中に位置づけて定めております。

(※国の「基本指針」……「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号))

(2) 第5期計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

(3) 計画の推進体制

障害福祉計画における目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害福祉計画の見直しの措置を講じます。

(4) 市町村との調整

市町村は障害福祉サービス等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては、市町村ごとの障害福祉サービス等の見込量を合計したうえで、支援の種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めております。

2 数値（成果）目標

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の数値目標を次のとおり設定しております。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から、2%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度末の施設入所者数は、平成28年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の3.2%（74人）以上が地域生活へ移行することを目指します。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- ・平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末までに全ての市町村ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
（困難な場合は複数市町村による共同設置でも差し支えない）
- ・平成32年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定。
- ・平成32年度末における入院後3ヶ月時点の退院率を、69%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・平成32年度末における入院後6ヶ月時点の退院率を、84%以上を基本として地域の実情に応じて設定。
- ・平成32年度における入院後1年時点の退院率を、90%以上を基本として地域の実情に応じて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度末までに全ての圏域において、協議の場を設置することを目指します。
- ・平成32年度末までに複数市町村による共同設置を含め、全ての市町村において、協議の場を設置することを目指します。
- ・平成32年度末時点の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数の目標値を国が提示する推計式を用いて設定します。
- ・平成32年度における入院後3ヶ月時点の退院率を、69%以上として設定します。
- ・平成32年度における入院後6ヶ月時点の退院率を、84%以上として設定します。
- ・平成32年度における入院後1年時点の退院率を、91%以上として設定します。

③地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

- ・平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- ・平成32年度末までに各圏域に1つ以上を整備することを目指します。

④福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 平成32年度の年間一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。
- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本として、地域の実情を踏まえて設定。



【県の数値目標】

- 平成32年度の年間一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目指します。
- 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加とすることを目指します。
- 平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることを目指します。
- 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。

3 障害福祉サービス等の見込量

本計画では、平成29年度までの障害福祉サービス等の実績（見込）を踏まえ、平成30年度～32年度のサービス見込量を定めております。

◆訪問系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
居宅介護	人分	1,767	1,869	1,959	2,051
	時間分	25,747	27,518	28,848	30,214
重度訪問介護	人分	40	54	59	66
	時間分	10,167	11,274	11,667	13,361
同行援護	人分	253	281	294	310
	時間分	4,446	4,820	5,040	5,359
行動援護	人分	100	125	140	154
	時間分	1,586	1,876	2,195	2,426
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	25

◆日中活動系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
生活介護	人分	4,658	4,780	4,928	5,088
	人日分	90,827	93,860	97,125	100,211
自立訓練（機能訓練）	人分	3	10	10	13
	人日分	34	134	134	184
自立訓練（生活訓練）	人分	181	229	252	275
	人日分	3,107	3,960	4,380	4,808
就労移行支援	人分	449	511	570	626
	人日分	6,808	7,809	8,710	9,551
就労継続支援（A型）	人分	2,303	2,430	2,562	2,698
	人日分	44,999	48,161	50,881	53,657
就労継続支援（B型）	人分	2,854	3,050	3,204	3,381
	人日分	48,988	52,701	55,385	58,416

就労定着支援	人分	-	117	171	219
療養介護	人分	198	205	211	217
短期入所（福祉型）	人分	723	789	848	900
	人日分	3,886	4,250	4,550	4,818
短期入所（医療型）	人分	143	184	204	219
	人日分	492	595	650	708

◆居住系サービス		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	人分	2,316	2,316	2,316	2,316
共同生活援助	人分	1,128	1,242	1,327	1,422
自立生活援助	人分	-	53	78	108

◆相談支援		第4期計画	第5期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人分	2,453	2,709	2,840	3,001
地域移行支援	人分	4	30	43	57
地域定着支援	人分	2	26	33	48

第1期岐阜県障害児福祉計画について (岐阜県障がい者総合支援プラン)

1 計画の概要

(1) 計画の性格及び位置付け

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の「基本指針」(※)に即し、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の第1期障害児福祉計画は、「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」の中に位置付けて定めております。

(※国の「基本指針」……「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号))

(2) 第1期計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

(3) 計画の推進体制

第5期障害福祉計画と同様、目標等について、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害児福祉計画の見直しの措置を講じます。

(4) 市町村との調整

市町村は障害児通所支援等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては、市町村ごとの障害児通所支援等の見込量を合計したうえで、支援の種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めております。

2 数値（成果）目標

本計画では、国の基本指針を踏まえ、平成32年度の数値目標を次のとおり設定しております。

○障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。（困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）
- ・平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本として地域の実情に応じて設定。
（困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）
- ・平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本として地域の実情に応じて設定。
（困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）
- ・平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えない）



【県の数値目標】

- ・平成32年度末までに、圏域ごとに、児童発達支援センターを設置することを目指します。
- ・平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。
- ・平成32年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保することを目指します。
- ・平成32年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保することを目指します。
- ・平成30年度末までに、県、各圏域及び各市町村（圏域での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場を設置することを目指します。

3 障害児通所支援等の見込量

本計画においては、平成29年度までの障害児通所支援等の実績（見込）を踏まえ、平成30年度～32年度のサービス見込量を定めております。

◆障害児通所支援サービス			第1期計画		
目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人分	3,323	3,488	3,575	3,641
	人日分	14,632	15,651	16,110	16,516
医療型児童発達支援	人分	125	141	147	154
	人日分	816	935	966	1,004
放課後等デイサービス	人分	3,003	3,298	3,540	3,769
	人日分	32,777	36,428	39,133	41,780
保育所等訪問支援	人分	103	180	208	248
	人日分	135	287	439	587
居宅訪問型児童発達支援	人分	-	29	41	54
	人日分	-	117	161	217

◆障害児入所支援			第1期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
福祉型障害児入所支援	人分	63	63	63	63
医療型障害児入所支援	人分	52	52	52	52

◆障害児相談支援			第1期計画		
項目	単位	29年度 (実績見込)	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	人分	1,427	1,616	1,751	1,885